

岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金Q&A

Q1 申請期限はいつまでですか

- 令和4年9月7日（水）から令和4年11月30日（水）までとします。
- ただし、予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

Q2 受付は先着順ですか

- 先着順とします。
- ただし、予算の上限に達する日に到着した書類（申請書）は抽選で受付順を決定します。

Q3 補助金の予算を教えてください

- 180,800千円です。

Q4.いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となりますか

- 原則として県の交付決定日以降に事業に着手するものを対象とします。
- ただし、早期に着手しなければならないやむを得ないと認められる理由がある場合は、令和4年5月30日以降に着手したのも対象とします。

Q5.「契約」＝事業の開始と判断すれば良いですか

- 一般的には、太陽光発電設備等設置に関する工事の契約をした日が事業の着手日となります。

Q6.「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか

- 一般的には、補助事業者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、工事代金全額の支払いが済んだ時点をもって事業の完了となります。

Q7.対象となる「事務所又は事業所」とはどのようなものですか

- 補助事業者が自ら事業を営む、建物を有する県内の事務所又は事業所とします。
- 人的設備のない無人倉庫や独立した車庫は対象としません。また、社宅など事業に直接使われていないものも対象としません。
- 補助事業者が自ら土地・建物を所有しているものに限りします。

- 法定耐用年数が経過するまで、設備の活用ができないことが明らかなものは対象外とします。

【例】仮設事務所、2～3年後に廃止が決まっている事業所

- 一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。

Q8.太陽光発電設備をカーポートへ設置する場合は対象となりますか

- 「事務所又は事業所」となる建物と同じ敷地内に設置するものであれば対象とします。

Q9.野立ての太陽光発電設備は対象となりますか

- 対象外とします。

Q10.買替の場合も対象となりますか

- 対象となりますが「買替前と比較してCO2削減効果があること」等の要件の確認を十分に行ってください。

※ ただし、本補助金を活用して設置した設備の買替は対象外とします。

※ また、太陽光発電設備又は蓄電池どちらか一方のみの買替や、設備等の一部のみの買替は対象外とします。

Q11.増設の場合も対象となりますか

- 対象となりますが、「増設した設備で発電した電力の50%以上を自家消費すること」等の要件の確認を十分に行ってください。

※ ただし、本補助金を活用して設置した設備のある事務所又は事業所への増設は対象外とします。

※ また、太陽光発電設備又は蓄電池どちらか一方のみの増設や、設備等の一部のみの増設は対象外とします。

※ 既存施設と同系統へ増設する場合の自家消費量は「既存施設+今回設置する施設の発電量」の50%以上を自家消費してください。

Q12.併用住宅へ設置する設備は補助の対象となりますか。

- 対象となるケースもあります。

【対象となる例】

- ・ 併用住宅の屋根に、事業者の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置
- ・ 発電した電力の50%以上を事務所又は事業所の電力として自家消費
- ・ 残りの電力を家庭用として消費（又は電力会社へ売電等）

※要綱等に定める他の条件も満たすことが必要です

Q13.共同所有の家屋（土地）に設置する場合も対象となりますか

- 他の共同所有者全員が、法定耐用年数が経過するまで太陽光発電設備等を設置することを承諾している場合は対象とします。
- この場合、他の共同所有者の承諾書（任意様式）を提出してください。

【承諾書の内容の例】

〇〇会社（代表：〇〇〇〇 所在地：〇〇〇〇）が、岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金を受けて設置する太陽光発電設備等について、それらの耐用年数（減価償却資産の耐用年数などに関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間）が経過するまで設置・使用することを承諾します。

Q14.蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか

- 含まれます。

Q15. 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の値はどのようになりますか

- 小数点第3位以下を切捨て処理してください。

Q16. 太陽光発電設備のパネルとパワコンで能力値が異なる場合はどうなりますか

- パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。
- ※ パネル（モジュール）又はパワーコンディショナーどちらか一方のみの設置は対象外となります。

Q17. 20kWh以下の蓄電池の補助額の具体的な計算方法はどのようになりますか

- 350万円（工事費込・税抜）・20kWhの蓄電池の計算
 - ・ $350\text{万円} \div 20\text{kWh} \times 1/3 = 5.83333\cdots\text{万円/kWh} \leq 6.3\text{万円/kWh}$
⇒ 1kWhあたりの補助額58,333円（1円未満切捨て）
 - ・ $58,333\text{円/kWh} \times 20\text{kWh} = 1,166,660\text{円}$
⇒ 補助額116.6万円（千円未満切捨て）

Q18. 20kWhを超える蓄電池の補助額の具体的な計算方法はどのようになりますか

- 400万円（工事費込・税抜）・25kWhの蓄電池の計算
 - ・ $400\text{万円} \div 25\text{kWh} \times 1/3 = 5.33333\cdots\text{万円/kWh} \leq 6.3\text{万円/kWh}$

- ⇒1kWhあたりの補助額53,333円（1円未満切捨て）
・53,333円/kWh×20kWh = 1,066,660円 ※補助の上限20kWh
⇒補助額106.6万円（千円未満切捨て）

Q19. 自家消費割合報告書に記載する期間は任意の期間で良いですか

- 原則として事業を実施した翌年度1年間（4月1日～3月31日）としますが、困難な場合は任意の1年以上の期間としてください。

Q20. 交付申請書に記載する総事業費にはどのような額ですか

- 工事全体の費用（税込み）となります。20kW(h)を越える太陽光発電設備等を設置する場合は、超えた部分に相当する費用も含めた額を記入してください。

※補助対象経費は20kW(h)相当までの額（税抜き）となります。

Q21. 国の補助金と併用はできますか

- 国や県から他の補助を受けた事業は、補助の対象としません。国費や県費を原資として財団等が実施する補助金等との併用も不可とします。

Q22. 余剰電力の売電は可能ですか

- できる限り、申請した事業所の敷地内で自家消費していただくことが望ましいですが、余剰電力が生じた場合は、売電等することも可とします。ただし、申請した事務所又は事業所の敷地内で自家消費する割合が50%を下回ることがないようにしてください。
- また、FIT不可など、売電や送電に関する条件がありますので、要綱等で条件をご確認ください。
- なお、売電先については、県が斡旋したり紹介したりすることはありませんので、自らお探しいただくこととなります。